

9月26日(3日目)

1. 開議並に散会時刻

自午前10時～至午後2時21分

2. 応招議員は次のとおりである。

1番 伊保清安	2番 天久盛雄
6番 瑞慶覧朝村	7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘	9番 柳原惠信
10番 稻嶺正康	11番 安次富盛信
12番 大川昇	13番 知名朝司
14番 崎間正篤	15番 仲村春仁
16番 武島行男	17番 佐喜真弘
18番 比嘉義定	19番 宮城盛昌
20番 伊佐徳次郎	21番 仲村盛光
22番 古波蔵靖次郎	

3. 不応招議員は次のとおりである。

3番 名川真六 4番 渡名喜廉仁 5番 宮里敏行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 島袋全一 助役 沢岨安一
総務課長 吳屋好永 ~~事務課長~~ 仲村春信
税務

住民課長 棚原盛信	厚生課長 伊佐友誠
農林課長 崎間盛行	観光課長 古波蔵信三
都市課長 島村善幸	建設課長 島袋善信
水道部長 仲村春盛	消防団長 大城仁幸

7. 議事事務局職員の出席者は次のとおりである。
事務局長 末吉健男 書記 島袋夏由

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第73号 1968年度宜野湾市土地
画整理事業第二地区特別会計才入才出
追加更正予算について

々 2. 議案第67号 宜野湾市報酬及び費用弁
償条例の一部を改正する条例について

々 3. 議案第74号 1968年度宜野湾市一般会
計才入才出追加更正予算

々 4. 決議案第6号 議員の本土行財政視察
研修派遣について

議長 出席15名であります。市町村自治法の第53条の規定により議会は成立致しました。よって只今より本日の会議を開きます。
(午前10時)

議長 今日出席できなかったという報告がありました。議員がおりますか? 御報告申し上げます。3番の石川真六君が急用で出席できないようであります。

議長 暫く休憩致します。(午前10時1分)

議長 再開致します。(午前10時2分)
日程第1議案第73号、1968年度土地区画整理事業第二地区特別会計才入才出追加更正予算案につきましては、先きの本会議で建設常任委員会の方に付託してありましたが一応報告書が参っております。事務局で本報告書を朗読させます。

議長 暫く休憩致します。(午前10時3分)

議長 再開致します。(午前10時9分)

議長 建設委員長の報告を求めます。

建設委員長 委員会の御報告を申し上げます。本会議に付託された議案第73号につきまして、9月23日に審議したのであります。只今読み上げら

建設委員 長
これは理由により、原案通り可決すべきものと決定したのであります。大体審議の内容を申し上げますと、本更正予算は前年度の工事の未執行の分、又は繰越の分による更正でございます。この繰越による更正が事業費と対応費の部分が含まれて、計11,245,-の件について問題があったのであります。その中に対応費として含まれた部分が計5,459,-これを整地費として、更正されたのが問題があったのであります。当初予算におきました、本年度で本工事が終了のものとして計画されて当初予算を組まれたのであります。また2ヶ月も立たない内に又新たに事業が派生したというような内容でございます。計画課長の説明によりますと、また設計書ができていない段階でありまして、この工事24目1工の24節の工事請負費におきましても、具体的に積算という所までは行っていないが、大体こういふ市の入ルでこの部分においては、整地であるというような当初予算であったんが、実際やってみたらこの部分が爆破工事をやらなければいかんと、そしてそれから土を運搬するという面が派生したので、更正をここに持って来るということになってございます。繰越事業をする上においては、この部分はまた2ヶ月しか経過していないので、どうしても当初予算のみの執行状況によってこの部分を新たに工事を持って来ますかどうかやりますまいかということも聞かまされて、やったのであります。この分は予備費にも入れておいた。そして新たな問題が出て来

建設委員長 と、或いは設計書ができて上る。その時点にお
いてもこういう問題が出た場合の金として置い
ておくべきでないか、ということも我々は検討し
たのであります。実際この部分の工事は新た
に派生した爆破工事箇所はすぐ手をつけ
てやるようでありました。これを修正して予備費に
入れた場合には、又こういう支出の場合
に困るし、非常に変形的な更正ではございま
すが、一応これでやってもらいました。この工事が
一日も早く終わるのが大きな目的であります
ので、こういう面で本委員会では原案通り決定し
たのであります。しかしながら問題があります
のは、結局これは4ヶ年計画の事業でございま
して、本年度で工事は殆んど終了するという
ような工事の年度であります。しかしまた設計書
もできてないと、問題はこれから設計をやりま
して、10月頃まで月頃しか出せないと、政府の
補助金交付規程によりますと、9月末日まで
に出せなまやうかんもの、1ヶ月も遅れて出す
という状況で果して本年度の政府からの補助
が得られぬかどうか、そこを心配してござ
います。しかしこれは白日はせまっているし、一
日も早くこういう設計書ができて、政府に
認可申請をしてもらい、一日も早く予定通りの政
府補助が獲得できるように当局に充分なる
配慮をするように申し入れました。本委員会は原
案通り決定した次第であります。以上の経過
報告を申し上げました。皆さんの質疑に答えな
いと思っております。

議長	本案に対する質疑を許します。
議長	暫く休憩致します。(午前10時12分)
議長	再開致します。(午前10時35分)
20番	<p>第二地区の追加更正予算でありますか。只今委員長の説明によりますと追加更正するまでの積算の基礎、設計の見積書等を追加更正してあるようでありませう。第二地区にかいて、この更正予算について、実際に計画性がなく、非科学的であるように思う訳でありますか。予算というのはあくまで行政執行するにわたって、法的な基礎でありますか。積算の基礎とか、計画性がないうる予算の追加更正を議会に提出するのはナンセンスだと思ふ訳であります。議事を何と思つてゐるんですか。委員会の原案通りの決定理由に当つては委員会が建設的なお気持ちでござらうござらうでありますか。今後このような問題は絶対しないと思ふ訳か。委員長はそれに対してどう考えますか。</p>
建設委員長	<p>お説の通りでございます。本委員会としても、これは予備費にでも入れておいて、設計ができて上つてからやるべきではないかというところもやつたのであります。しかし予備費に入れた場合には、その予算項目の修正ということになりまして、議会で修正されたものは結局その年度</p>

建設委員	<p> にはやはり又、増額というものが非常に難しい ような状況でありまして、予算措置上、どうい うことも関連致しまして、早目に設計を造って、そ れを軌道に乗せるような方法で、一日も早く やるようという要望以外にありません。その 中であります。実際内容には、課長自体の 積算の基礎もないし、そういうことであれば、修 正してもということで一応修正した場合には 後の復活という問題か、又問題かございま して、原案ということにした訳であります。その 点は実際予算措置上計画性がないといわ れても御もつとものこととあります。一応こ の予算を削った場合には又増額とい うものが非常にむづかしくなりますので、あの地域 が特別の地域でございまして、その工事を 一日も早く終わらすには、どうあれ問題は予算 措置そのものよりは、工事をいかに早くするか というのが問題でございまして、後で設計書 が出来れば、具体的に予算の更正も出て来ると 思いますが、その時点で検討するのが、妥当で ないかということ、我々もこの面におきまして、 は、5,459万の事業費の増と、事業に使 われると、他の項目ならともかく、事業費であ りますので、そういう面で了解した訳であります。 </p>
20番	以上です。
議長	<p> 他に質疑もないようでありますので、質疑を 終了したいと思います。御異議ありませんか。 </p>

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんの？ 質疑を終り並ひに委員長報告を終ります。

建設委員 どうもありがとうございます。

議長 本案に対する討論を許します。

8番 1968年度宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計入寸出寸加更正予算に委員会案に賛成致します。本第二地区は地主は勿論のこと全地主が願望しているもので早く完成して頂くための意味から賛成を致します。しかしながら予算の内容を検討してみた場合に計画性に貧しいような感があります。これでは政府からせつかく補助をいただけるものの支出について計画性がないということは誠に遺憾の至りでございます。そこで当局は今後は速やかに計画を持つ、そしてその計画に基づいた予算を更正していただくよう強く要望するものであります。その理由を付けまして、要望致します。本案に賛成致します。

議長 他に変わった意見もありませんの？ 討論を終りたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、討論を終ります。

議長 人員の確認をさせて頂きたいと思っております。3番の石川議員が今日急用で欠席されております。それから4番渡名喜議員と5番宮里議員が大島に研修のため出張中でありまして、そういう意味で19名で確認したいと思っております。

議長 直ちに採決に入ります。議案第73号1968年度宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計才入才出追加更正予算を採決致します。

議長 原案に賛成の方举手願います。全会一致であります。よって本案は原案通り可決決定致しました。

議長 次は日程第2。継続審議中の議案第67号宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。尚本案に対して、崎間正篤君の提案者、賛成者の大川昇君の両者から修正案が出されております。本修正案も併せて議題として行いたいと思っております。

議長 暫く休憩致します。(午前10時45分)

議長 再開致します。(午前10時45分)
議案第67号並いに修正案の両案に対する

議長 質疑を許します。

14番 提案者である市長にお尋ね致します。議案第67号がもしも可決された場合には、本市と顧問弁護士とは双務契約を締結するはずであります。その場合、締結以後当局法律的措施、法的措置が不法或いは妥当性を欠く場合には両当事者間の責任関係はどうなりますか。

議長 暫く休憩致します。(午前10時49分)

議長 再開致します。(午前10時50分)

市長 お答え致します。これはそういうことがないようにするのが目的でございます。法律顧問を置いて気軽に学習すると、或いは又我々のやっていくことについて、充分自信をもつんぞいという意味で、そういうことはあり得ないと思っております。

14番 1日8時間、公務は1日8時間365日ある訳なんですけれども市役所が法人が存続する限りは、顧問は1日及びとも休日を除いてなる訳なんですけれどもその間各部署において、色々法的措置を取らなければいけませんと思っております。一例を申し上げますと、今年の6月30日に当たると思いますが、教育委員会が飛行場の塵代の入札の件で本都

14番 合の点があつた。本市に#700.-余のWの損害を、さういふもの巨いちいち顧問弁護士にこういふふうなことをやらさんだか、どうすればいいかといちいち相談して、その#50.-で又向うの弁護士が応じられるかどうか、実際問題としてはこれは不可能ではなからうかと思う。重大なる問題、例えば埋立問題を請負契約的なんかする、さういふ重大な問題である場合には、立ち会つたりしてこの顧問弁護士も立ち会つたりして法律的助言も得ることができるといふけれども、1日8時間のうちには各部課で色々な法律問題がござります。その結果なんども、いわゆる慣習でやって来たのが不法なことがあると、或いは妥当性を欠くと、或いはなれぬものであるとか、さういふことで損失を生じることは、たまにしもあらずであります。その顧問弁護士も#50.-では、その行政一般について法的助言をする時間的余裕もないと思つてます。さういふ場合には、金銭のためにおらず、損失があつた場合には、さういふ関係になります。本市と顧問弁護士とは、やはり市長が責任を負う訳です。

市長 先きの教育委員会の問題とは、全然あつたは市に対して損害は及ぼしてないと思つてあります。又今のお話ですが、市長が責任を負ふかという問題は、そのそれに至らぬ前に市も住民にも迷惑をかけるまいやうにするというの

市長 前提であります。

14番 前提はおく分ります。実際問題として妥当性を欠かぬという顧問弁護士もおれば、妥当性を全然欠かぬというふうな自信をお持ちなんですか。

市長 だからその損失にならないようにする為に、結局予防ですよ。予防する為にですね。貴方がおっしゃる様にこれ1ヶ月5万円の法律顧問というものは、これは何んでもかんでも全部向うに責任を持たすと。そういう訳じゃないんです。だからその予防として、法律顧問を置くという訳であります。

14番 終了です。

1番 1点だけお聞きしたいと思っております。この件につきまして、これまでの市長の答弁によりますと、市民に損をさせない、利益を守らうということと述べておられますが、事務を果している一宜野湾市民が、仮りにごすお宜野湾市に籍を持って市民がごすお。私は当局のミスによる自らの生活と権利を侵害されている事実が、この場合に、この宜野湾市民は直接もしくは市当局を通じて、締結してあります所の皆さんが合やろとております法律顧問、この方に対して自らアドバイスを受ける権利をしておりますか。

議長	暫く休憩致します。(午前10時58分)
議長	再開致します。(午前10時58分)
市長	お答えします。これは、全市民が一人一人がどういふ権利は出さぬといふ款であります。
1番	どういふ款でございませう。市民が生活を守る権利を侵害されておられます。宜野湾市民がどうも。
市長	だからこれは市の法律顧問でありまして、全市民がこれにいちいち各市民がその権利を取得するといふことにはならない款であります。
1番	ならない。はい分りました。
11番	修正案に対して質問します。この修正案では、法律顧問を設置するということに対して、反対の案がありますか。置くことに対して反対であるのかどうか。1点。それから市内における色々な法的トラブルが惹起されるんじゃないかと予測される款であります。その原因はやはり一般市民或いは役所職員、特に指導的クラスにある所のところのような方が法的な知識が非常に薄いため或いは誤った判断をするとか、とって反りや問題から惹起する款であります。それを予防したり或いは。

11番 事前に解決する方には、やはりある程度の法的知識を身につける或いは一般市民においてもやはりその法的知識をこの一線だといつたような立ち場から置く必要があるかと私思っておりますが、その場合この報酬の問題とは別個の立ち場を置く必要も全然ないといつたような考え方に立つておられるのかどうか。その辺について御説明願いたいと思います。

14番 原案を修正したものとして、11番さんにお答え致します。第1番目の第1問に対する問題は、現時点では先ず時期が早いんじゃないかとこのうふうに考えます。と申しますのは、マンモス都市であります那覇市どういふふうな所は、それなりの特別法がござりました。法律問題も非常に多ござります。充分予想される款であります。しかし本市においては、本市の又規模とが、過去を振り返ってみても、法律顧問を置く程の問題は出て来ないと、善良なる執行者が善良なる管理者の注意をもち得れば充分に果しうる問題しか発生してこないんじゃないかとこのうふうに考えます。それから執行者が法的助言を要する必要はあるんじゃないかとこのうふうな意味の御質問でございまして、やはり市長、助役、収入役、各部課長になられた以上はその職責の範囲内の条例は当然身につけておかなければならぬ問題であります。それが前提条件であります。その職務の内容であります。最後

14番 の点で月額として50.0-を支給するかどうか
には反対であります。問題が発生した場合
にどうしても専門家の判断を仰かなければ
ならない問題が発生した場合にはその都度
相談し、依頼し紛争の解決に努めざるまで
はなからうかと、さういふふうに考えます。

11番 問題が発生してからその都度法律顧問と
いう形で依頼していいんじゃないかとこのよう
な御説明が身と思っておりますが、さうでありま
すならば、置くための必要性は若干うかがえ
るんじゃないかとさういふに感じ取られる訳で
あります。さうしますとこの修正案の場合、月額
50.0-一定額を支給しないにしても、さういふ考え
方であるならば、やはり第3条の1項の中に定
額報酬のみを支給するんだということに削つ
たにしても当然その都度報酬を或いは又費
用弁償その他を支給することが必要になつて
来ると思ふんですが、さういふ面をも全部削
除してあるというふうなことに對して、若干疑問
がある訳であります。それについての御説明
をお願いします。

14番 結論から申し上げました。月額を支払う制度
に改めるといふことを修正している訳でありま
す。それから御質問の始めに事件が発生し
てからではさういふなことをさしおきましたか
私が申し上げます事件発生といふものは、
必ずしも紛争を指している訳ではございませ

14番 人。相談する事案があればその都度依頼して法律的判断を仰ぐ方が公金のいわゆる最少の経費で最大の効果を上げる理念に近しいんじゃないかとこのように考えます。

11番 ですからそうであるならば必要はあるんだというふうに解釈していい訳ですか。

14番 左様でございます。

11番 そうしますとこの月額報酬を支給しないにしても、そういう必要性があるならばですね。3条の1項で費用弁償を支給するんだと、いったようなことは当然私は考えられるんじゃないかとこのように考える訳ですかね。それについては全然考えた所に私はこの修正案のですね。齟齬ある面があるんじゃないかと思っております。

14番 それで修正して提案する義務は私はないと思っております。月額で支払うべきだ、月額制度にやるべきだというふうにまで修正する義務は修正権者にはないと、このように判断してもんですから原案を修正した訳であります。

11番 はい、よく分かりました。

19番 市長にお伺いしますが、先さし議員の質問

19番 に対しまして、市長はそのアドバイスを受ける権利はないんかということをおっしゃっておりますけれども、勿論事件が発生して、色々習うという点ではそれはいいんじゃないかというふうに私は見解もっておりますが、何故ですか、その辺の御説明をお願いします。というのは月額これが決定された場合には、支払うということになりますか、そのお金は当然市の公金から支払うはずであります、すると市民としてもこれはアドバイスを受ける権利が出て来ると思っておりますが、その辺の説明をお願いします。

市長 これは法人格を有する市の法律顧問でありまして、一般全市民がこれに対して、いっちこのアドバイスを受ける権利があるということはあり得ないと思っております。又我々としては、その事件にならない以前の或いは又一般住民から市に対して、こういったようなことがあるというような場合に我々が直接この法律顧問に相談して、又我々から市民に対するアドバイスをできる場合もあるんじゃないかと思っております。

19番 いや、勿論それは含まれる訳です。1番議員の質問から、いわゆる市当局を通じてアドバイスを受けると。

市長 それは問題におつて相当違ってくると思っておりますが。

19番 そうすると問題にかつては、受けることもありうる
という訳ですね。

市長 いや、直接受けることはありえない訳です。

19番 いや、だからですか、市当局を通じて受けるとい
うことは、できる ~~こと~~ 訳ですね。

市長 そういう場合もありうるということも考えられる
訳です。

19番 ないということもあり得る訳ですね。

市長 そうです。

19番 あるということもあり得ると、はっきりしてもらう
とですね。市長は先まはないうんた"というこ
とをあつしゃつておられますか。

市長 いや、直接はないうんた"と。

19番 直接はないうんた"とですね。市の法律顧問と
いう形になつてですね。これは例えば市のそ
ういふ関係が、お習いをして、又市民にはさうい
うふうになつてなうんた"ということはこれはでき
ると思うんです。いや、できる可能性もある訳
ですね。

市長 それは、問題によつては、できる可能性はあ

議長 再開致します。(午前11時18分)

議長 議案第67号並びに同案に対する修正案の質疑を終りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議ありと呼ぶ)

議長 暫く休憩致します。(午前11時18分)

議長 再開致します。(午前11時19分)

9番 議案67号が既に可決したとした場合にこの顧問弁護士の件でありますかその人は政府顧問の真喜屋実男弁護士と聞いておりますが、その場合においては、これが是非置かなければいけないという事になった場合は、議会からの推薦

市長 度々申し上げる訳であります。法律顧問でございます。顧問弁護士ではない訳であります。これは我々当局として、真喜屋さんをお願いしようということでありまして、その当局としての案を持ってはる訳であります。

9番 これは当局の案でありまして、議会からの推薦することもできますか。

市長 これは執行者の一任でやっ行ってこうと
思います。

議長 他に質疑ありますが、他にありませんので、
両案の質疑を打切ることに御異議あ
りませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、質疑を打切り、
両案に対する討論を許します。

1番 原案に反対する討論を行ないます。直
野湾市に非常勤の法律顧問を置いて、
報酬月額50ドル。この額は即ち年間6
00ドルを支給するという案件であります。
この案件に対するこれまでの市長の主な
答弁を聞いておきますと、部課長が自信
をもって仕事をする。仕事ができる。住民
に損をさせない。未然にトラブルを防止
する云々で単なる思いつきの具体的な
計画を伴わないこの改正案を制定す
るのに改正をするのに充分なる根拠が
見出しません。三役を初めとする部課
長全職員が地方自治に関する法的問
題を著実に意欲的に自ら研究、検討し
てこれに取り込むという前向きな姿勢で
当るならば、現在の直野湾市の職務は
十二分にこれを果せるものと確信致します。

この件は法律顧問を置かなければ、宜野湾市の仕事はできないのが、一般市民から批判されることは必至であり、又自らの不勉強、市政に対する自信のなさ、自治意識に対する欠如を自らか暴露するものであります。建設途上にある本市においては、何はあっても一つでも二つでも無駄な経費を省いて、建設的な事業で住民の福祉のための仕事をやるのが最も現時点における大事な宜野湾市の任務であろうかと思っております。現在起きておりますある一つの事件についても市当局のミスによって一市民が生活権を侵害され、市当局はこのことを自らのあやまちとしてこれを認めております。けれども1セトの補償もしない、最高責任者の市長がこのように答弁をしております。市民の利益を守る云々とうたいながらこういうことは全くもって納得がいかないうらはらな市民の弾圧方式であると私は考えます。以上申し述べまして、原案に反対致します。

16番 先程休憩中にある程度お話しは申し上げましたが、討論を致します。原案に対する反対の討論を致します。度重なる機構改革、その時点において、いわゆる内部牽制制度の欠如ということが当局によって指摘されて機構改革がなされてあり

ます。いわゆる自己の与えられた分野に
対する責任の分野。そしてそれに派生す
るところの責任。その問題はすべて市長に
のっかって来ます。過去においてどういった
事件もございましたが、やはりそこは部
下職員の自分の職責に対する自覚の欠如
ということから起り得るものだと思います。
この度、法律顧問を置くということであ
っても過去において起ったような問題は、
既に事件発生であります。決して未然に
防止できないのであります。例え置いたと
ころでも、従って私が申し上げたいの
は、職員が各々自己の職責に対して充分
なる責任を自覚し、そして、~~充分なる~~疑
問の点がありましたら上司の助言を聞く
こともござります。尚それでも納得いか
ない場合は、やはりそれなりの法律専門
家の所へ行ってお習いをするということ
です。すべては片付けられるんじゃないかと
も、事件が発生した以後はあくまでも
これはやはり代理人を通して訴訟には
応じなくちゃいけないでしょうけれども、
しかしながら、現段階で過去を充分に反
省するならば、私はどういった事件というも
のは未然に法律顧問を置かなくても充
分に解決できると可様に信じて、あ
くまでも部下のいわゆる牽制、そして責任
の分野ということの自覚において、充分に
いなくとも可能であるという見解に立ち

まして、本案に反対を致します。

12番 議案第67号の原案について反対し、14番崎間正篤議員の提出した修正案に賛成致します。これまで質疑の段階において市長の答弁を総合しますと、年々予算が膨大していくので法律顧問は必要である。或いは宜野湾市には今後色々な問題が出て来る可能性があると思うので、法律顧問を置く必要がある云々というふうになっております。そのような問題について、市長が是非法律顧問を置く必要があるというふうに今日までに痛感しておられるならば、市長の基本的な方針として、当初予算において、予算計上において、予算計上して、然るべきものであつて、予算執行中葉にしてこの問題を条例を改正致しまして、議会に提案しているということは賢明なる市長の取るべき態度ではないと思ひます。本当に市長が市民の福利増進を考慮しておられるならば、自ら丈々に法律なり勉強し、或いは努力をして、如何にすれば本当に宜野湾市の利益になるかということを念頭において市政を行うのが重要な市長の取るべき態度かと私と思ひます。当局が法律顧問がいなければ、36000市民の福利増進をはかる市政を行うことができないというふうに基本的に考えられているならば、大きな問題があり

ます。特に今建築中の公営住宅の敷地の問題について、市当局が一方的に借地人の権利を剥奪した。そのために現在問題が紛糾しております。そのために公営住宅の建設工事設計変更、これが100ドル又新たに計上して組み換えなければならぬという事態などを考えあわせた場合に非常に遺憾に思います。もしこの改正案が議会通过するとならば多数の市民の批判を受け、当局及び議会が大きな不信感を市民に持たれるものかというふうに考えております。こういう観点に立ちましても、現時点においては、法律顧問を置くということは、時期尚早であり、当局が自ら誠意、自分の執行する市政に対して、積極的に勉強してもらい、そしてこういうような膨大な経費は建設的費用に充ててもらえば、市民の福利増進を図ることができるとかという観点に立ちましても、原案に反対し、崎間正篤議員の提出した修正案に賛成致します。

11番 修正案に反対し、原案に賛成致します。法律顧問を設置するという置く~~は~~必要性については、充分認めておりますので、そういったような立場から意見を申し上げたいと思います。先程修正案の提案者に対する質疑応答の中で、その設置

については充分認めざる訳であります
が、ただ報酬の定額という点に対して
反対をするんだと云うふうなことで
ございまして、どういったふうな立場から
しましたならば、置く必要性については、充
分認めながら反対をするということに
ついて理解できないのであります。そこで、
この度当局が法律顧問を置くということに
ついて、色々な説明をしておられたが、
確かに宜野湾市の現状からしました場合
充分置く必要が認められる訳でござい
ます。ただ置いたからといって法律を何
れ市民と話し合をするなり、そして問題
が起こった場合は解決して行くんだとい
うことじゃなくして、あくまでも当局は条理
を尽くして親切に色々な問題を市民と
話し合って行って解決するんだと、いうよ
うなことを常に考えようとしたら、いろい
ろに考える訳であります。更に又、先程必
要性は認めるが、定額に対しては問題な
と云うふうなことがありましたが、むしろ
逆であります。定額50ドルを支給すると
いうことは、やはりこれから色々規則、或
いは法的解釈等につきましてやはり相
談をし、そしてお習いを頻繁にやること
によって、直接執行する立場の方々が自
信を持って、それに対処して行けるんだ
ということになると、その事件ごとくに費用
弁償並びに報酬を或いは謝礼をする

ということよりは、むしろ月額50ドルを支給して、そして頻繁にその設置されるところの法律顧問を活用して行くんだ」ということは経費の面からも安上りするんじゃないかといったような考え方に立脚であります。従いまして、この問題は時期に適した当局の処置だというふうに私は認めるものであります。従いまして、原案に賛成致しまして、以上の意見を申し上げたいと思っております。

又 番 原案に賛成するものであります。私は前市長時代に法律顧問の置く必要性を主張しまして、一般質問にもやって参ったのであります。と申しますのは、8ヶ年前から那覇との水道問題で相当法律的に振り下げなければいかん問題がございまして、法務局の行政指導も受けたのであります。その件におきまして、まだ解決の見通しはついておりません。これは那覇市においては、既に法律顧問を置いてそういう面のアドバイスを受けたとどんどん進められてるんだが、肝心の宜野湾市がそういう法律的に遅いために或いは補償の問題、使用状況の当時の状況、例えば宜野湾市自体が河川法を適用されて、使用されているもので、或は今那覇市が放棄してこの水源地の那覇市としては、二つの動きがあ

るし、それを阻止するにはどうすればい
いのかと、さういふ法律問題におきまし
て是非、その必要性を主張したのであり
ますが、時期が早いという訳で前市長
時代さういふ問題がありました。現段階
において提案~~する~~されている訳であり
ますが、私が必要性をおきますのは、先
程修正案を出された賛成討論の中に
も或は質疑の段階にもありましたように、
その事件が発生する時点で相談すれば
いいというようなことで、さうすれば経費
が安くかかるんだという御主張でござ
います。これにおきましては、1回の相談
料がいくらあるか、或は回数が重なる
ことにより相当の経費が入るんじやな
いかと、これは月額50ドルの経費でさ
うしてアドバイスを受けた場合には、そ
この経費はかえって安くつくんじやないか
と、さしてアドバイスにより、事件をくい止
めるという事態が事件になった場合に
は、その何十倍の費用をかけた問題を解
決しなけりやいかんという事態が発生す
るのであります。そこにおきましては、法律顧
問を置くことにより、最少の経費で、
最大の効果を上げるというもんになら
んじやないかとこう思うのであります。本
市の条例の中にも相当違法性の項目
もござります。さういふ面にも簡単に相談
できる法律顧問を置いた場合に、本市

の条例に対して、或はその他今後発生するであろう幾多の問題も簡単に解決できる或いは事件まで持っていかなども住民のためにできるんじゃないかと、こう思ひまして、私本原案に賛成するものであります。以上。

議長 以上もちまして、討論を終りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、討論を終り、採決に入ります。

議長 暫く休憩致します。(午前11時40分)

議長 再開致します。(午前11時41分)
採決の前に人員の確認を致します。現在19名であります。

議長 議案第67号に対する崎間正篤君の提出した修正案に対する採決を行います。本修正案に賛成の方挙手願ひます。

議長 7名であります。賛成少数でありますので、否決致します。

議長 議案第67号 宜野湾市年報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決致します。原案通り可決することに賛成の方挙手願います。

議長 賛成多数であります。よって本案は原案通り可決決定致しました。

議長 次は日程第3 議案第74号 1968年度宜野湾市一般会計才入才出追加更正予算案につきまして、先きの本会議におきました。継続審議中であり、本案を議題と致します。

議長 本案に対する質疑を許します。

14番 都計課長にお尋ね致します。3項の公営住宅建設費に100ドルを追加更正しておりますが、附記の所に設計変更の部とある。設計変更の理由によって追加更正なされたようであり、具体的に説明願います。

都計課長 御説明申し上げます。この設計変更の部といいますと、先程から御説明申し上げておりますように、建物の位置の変更がございます。この建物自体の金額ではございませんが、それに付帯する有歩道、通り道です。コンクリートでしますの

ど、それと浄化槽の位置が変わりまして、その金額の変更でございます。

14番 これは例の使用権といいますが、あれれに基く工事請負人、契約当事者の一方から当局の理由で工事を遅延させた。いわゆる契約通りに着工できなかったもんだから、それに基づき損害賠償も入っておりますか。

都計課 いや、入っておりません。

14番 全然入っておりませんか。

都計課 はい。

14番 あの問題はどうかっておりますか。

都計課 別に業者との損害賠償のあれはございません。一応この問題が発生したのは事業着手して後でございます。この一時工事中止はございましたが、それに対する損害賠償は計上してございません。又業者からの要求も受けておりません。

14番 これは純然たる工事の変更のもんですか。

都計課 そうです。

14番	はい、分りました。
議長	暫く休憩致します。(午前11時45分)
議長	再開致します。(午前11時50分)
議長	午前の日程が終了しましたので、これをもち 午前の日程を終ります。尚午後は引続 き74号の質疑を行います。2時から再 開致します。
議長	暫く休憩致します。(午前11時51分)
議長	再開致します。(午後2時) 定足数に達しておりますので、これより午 後の会議を開きます。午前に引続き 議案第74号の質疑を許します。
議長	暫く休憩致します。(午後2時)
議長	再開致します。(午後2時3分) 議案第74号につきましては、質疑を終りた いと思っておりますが、御異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ)
議長	御異議ありませんので、質疑を終り、討論 に入ります。反対討論からお願い致 致します。

議長 討論ないようでありますので、省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼び)

議長 御異議ありませんので、討論を省略致しまして表決に入ります。

議長 議案第74号、1968年度直野湾市一般会計才入才出追加更正予算についてを表決に付します。原案に賛成の方、挙手願ひます。

議長 13名であります。よつて賛成多数でありますので、原案通り可決することに決定致しました。

議長 次は日程第4、次議案第6号、議員の本土行財政視察研修派遣についてを議題と致します。一応事務局をして朗読をさせます。

議長 暫く休憩致します。(午後2時7分)

議長 再開致します。(午後2時8分)

議長 本案決議案につきましては、質疑・討論を省略致したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、質疑・討論を省略致しまして、表決に付します。

議長 決議案第6号議員の本土行財政視察研修派遣についてを採決致します。原案通り決議することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、専左様決議することに決定致しました。

議長 暫く休憩致します。(午後2時7分)

議長 再開致します。(午後2時20分)

議長 本日の日程が全部終了致しましたので、これをもって本日の会議を閉じることに致します。尚明日は再び午後2時から再開致します。大変御苦勞さんでありました。

議長 散会致します。(午後2時21分)